

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

金武町長 仲間 一

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 金武町<br>(47314)                  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 金武町<br>(伊芸区)                    |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年6月13日、7月11日、11月14日<br>(全3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、土地改良など農業の基盤整備が進んでいる地域で、主に花卉、野菜、さとうきび、果樹などの作物を栽培している。今後の地域農業を担う上で、農業者の高齢化、後継者が不足、耕作放棄地が増加などの問題が挙げられる。

担い手への農地面積集積促進と効率的かつ安定的な農業経営を行うため、農地バンクの活用と農地集積促進のための仕組み作りが急務である。

## 【金武町の基礎的データ】

農業者:626人(うち40代以下11人)、総農家数245、農業経営体数140、認定農業者数33人

主な作物:花卉、野菜、さとうきび、果樹

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、地域コミュニティの活性化を図り、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の分配を進めることができるよう農地流動化の取込を促進し、担い手が一体となって農地を利用し保全していく体制作りや、補助事業を活用した、機械化やスマート農業の推進を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 32.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 32.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地のうち基盤整備実施地区を中心にその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、保全・管理を行う区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                              |
| 目標地図に位置付けた者に対して集積を進める。<br>集約化については地域の面積が小さく移動が容易であること、地区別の耕作条件の違いや災害リスクの分散化等の理由から耕作者に任せる。     |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                              |
| 担い手への農地の集積促進とで安全的な農業経営を行うため、積極的な農地バンクの活用が必須である。<br>制度の周知、または関係機関との連携などの農地集積促進のための仕組み作りが急務である。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                               |
| 本地区は、基盤整備が進んでいる地区であることから、今後も維持管理に務めながら、担い手や農地地権者のニーズを踏まえ、畑の灌水事業や浸水対策等について取り組んでいく。             |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                          |
| 将来にわたって地域農業の担い手をの確保を目指し、農業を職業として選択してもらえるよう、各種制度を活用し、新規参入者の育成・確保を図る。                           |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                           |
| 農地の出し手などへの農地バンクの周知を徹底し、荒廃農地解消事業・農地バンクの支援事業を活用しながら、遊休農地解消に取り組む必要があるため、関係機関等と連携強化を図る。           |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|